

## 地域交流ホール（Tokiori）のご利用について

〒870-0030 大分市大字三芳 1305 番地の 1

地域密着型特別養護老人ホーム BASARA 内

電話 097-545-8257 / FAX 097-545-8265



## 施設案内

地域の集会活動等にお使いいただける定員 35 名程度までご利用可能な地域交流ホールがございます。サークル活動や会議、集会、セミナー、ボランティア活動等幅広くご利用いただけます。  
※カフェのご利用は無料です。

施設名称 地域交流ホール Tokiori（トキオリ）

定 員 35 名程度

面 積 167.75 m<sup>2</sup>

主な設備 空調設備・音響・グランドピアノ・スクリーン・3人掛けソファ（4台）・1人掛けソファ（6台）・イス（4台）・角テーブル（3台）・丸テーブル（1台）・カウンターチェア（5脚）・テラス・キッズコーナー・カフェコーナー（コーヒーは有料となります）・トイレ・洗面台

使用時間 午前 09:00～12:00

午後 13:00～17:00

利用料金 1時間 1000円

※ 自治会および本施設の運営に関するボランティア活動を行う団体については利用料を免除する場合がございます。

※ 地域交流室の使用申込をした団体が使用の権利を譲渡し、または貸与することはできません。

# 地域交流スペース予約に関するご質問

---

## 予約に関するご質問

### 1. 申込みはいつまでにすればいいですか？

---

使用の申込みは先着順です。使用日の前々月の1日より受け付けます。ただし、地域交流室の全体貸し切りの場合に限っては、3か月前より申し込みを受け付けます。

※飲食を伴う活動をする場合は、使用申込時に施設にお申し出ください。

※使用申込を受けた際に、管理上必要な条件を付す場合があります。

※以下の事項にあたる場合は、使用申込みをお断りする場合があります。

- ①前日までに申し込みの取り消しをすることなく、地域交流室を使用しなかったとき
- ②利用に際して著しく違反したと認めらるるとき

### 2. 使用料金の支払い方法はどのようにすればいいですか？

---

お支払い方法は、現金のみとなっています。当日使用する前に1階事務所でご精算ください。

### 3. 休館日はありますか？

---

年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く午前9時から午後5時までの間でご使用できます。

なお、施設の維持管理および本施設の運営等でご使用いただけない場合もございますので、電話連絡にてご確認ください。

### 4. 申込みの取り消し・変更はどのようにすればいいですか？

---

申込み後に次の事由が生じた場合は、その旨を使用日前日の午後5時までに本施設にお電話でご連絡ください。

## 5. どのような使用制限がありますか？

---

次のような場合は、利用をお断りし、承認の取り消しまたは使用停止の措置をさせていただきます。

この場合に生じる使用者のいかなる損害に対しても、本施設は一切の責任を負いません。

- ① 営利を目的とするとき(実費徴収の範囲であっても内容の審査をさせていただきます。)\*チケット代やレッスン料もこれにあたります。
- ② 秩序を乱す恐れのあるとき(暴力団関係者等（東京都暴力団排除条例に定義される者）も含む)
- ③ 宗教的な会合や政治的な会合、これらに類する集会目的の場合
- ④ 法令に反する行為があるとき
- ⑤ 申込時の使用目的と実際の使用内容が異なるなど、申込内容に虚偽があると認められるとき。
- ⑥ 施設入居者等および周辺に迷惑を及ぼし、または及ぼす恐れがあると認められたとき（楽器等やマイクの使用人の音量や振動等も含みます）
- ⑦ 使用定員を超過して使用されたとき
- ⑧ 地震等の災害発生に伴い、地域の防災拠点として高齢者等の受け入れが必要となったとき
- ⑨ その他、本施設の運営管理において支障が生じると認められるとき

## 地域交流スペースに関するご質問

### 1. 楽器の演奏やダンスをすることは可能ですか？

---

可能です。ただし、防音対策が施されていないため外に音が漏れるような著しい大きな音の出る楽器の使用や振動を発生するような場合はご遠慮させていただく場合がございます。

## 2. 物品販売やフリーマーケットはできますか？

---

営利活動（直接的・間接的に物品等を販売される行為ならびに契約行為）での使用はできません。

## 3. 地域交流スペース内での飲食は可能ですか？

---

飲食物を持ち込みする場合は、あらかじめ事務室の許可・指示を受けてください。また、施設使用に伴うごみは、使用団体が責任を持ってお持ち帰りください。

## 4. 地域交流スペース外への移動はできますか？

---

地域交流スペース以外の場所へは、施設係員の許可なく立ち入りはできません。また、使用に際しては施設係員の指示に従ってください。

## 5. たばこは吸えますか？

---

建物内での喫煙はできません。所定の場所をお願いしております。

## 6. 給湯室はありますか？

---

喫茶コーナーの流し台をご利用ください。使用された湯茶器等は洗って元の場所に返してください。

## 7. 喫茶コーナーは、だれでも使用できますか？

---

地域の方など、どなたでもご使用できます。

## 8. 駐車場は利用できますか？

---

無料でご利用いただけますが、台数に限りがございます。

\*職員の駐車場と特養面会者も兼ねております。

## 9. 火気は使用できますか？

---

消防法令で定める危険物は、持ち込みも使用もできません。

## 10. ロッカーはありますか？

---

ロッカーの設置はありません。貴重品等をご自身で管理してください。

※使用中の盗難・破損事故・人身事故については、その原因の如何を問わず、本施設は一切の責任は負えません。

## 11. 音響機器等を持ち込みしたいのですが可能ですか？

---

使用に際して、特別な設備・機器を持ち込み、または施設の設備等に変更を加えることはできません。ただし、あらかじめ施設長の承認を受けた時を除きます。

## 12. 当日の手続きはどのようにすればよいですか？

---

使用開始前に1階事務所で、使用料金の精算を行ってください。

使用後は、施設職員の点検を受けてください。

※使用終了後は、設備・備品等を所定の位置に戻すなど原状に回復してください。

ご利用にあたり、下記の内容についてご確認とチェックをお願いいたします

私は、下記内容について理解し、もしも該当した場合は、使用承認の取り消しまたは使用停止の措置の可能性があることを認めます。

- 営利を目的とするとき（実費徴収の範囲であっても内容の審査をさせていただきます。）\*チケット代やレッスン料もこれにあたります。
- 秩序を乱す恐れのあるとき(暴力団関係者等（東京都暴力団排除条例に定義される者）も含む)
- 宗教的な会合や政治的な会合、これらに類する集会目的の場合
- 法令に反する行為があるとき
- 申込時の使用目的と実際の使用内容が異なるなど、申込内容に虚偽があると認められるとき。
- 施設入居者等および周辺に迷惑を及ぼし、または及ぼす恐れがあると認められたとき（楽器等やマイクの使用人の音量や振動等も含みます)
- 使用定員を超過して使用されたとき
- 地震等の災害発生に伴い、地域の防災拠点として高齢者等の受け入れが必要となったとき
- その他、本施設の運営管理において支障が生じると認められるとき

令和      年      月      日

氏名